

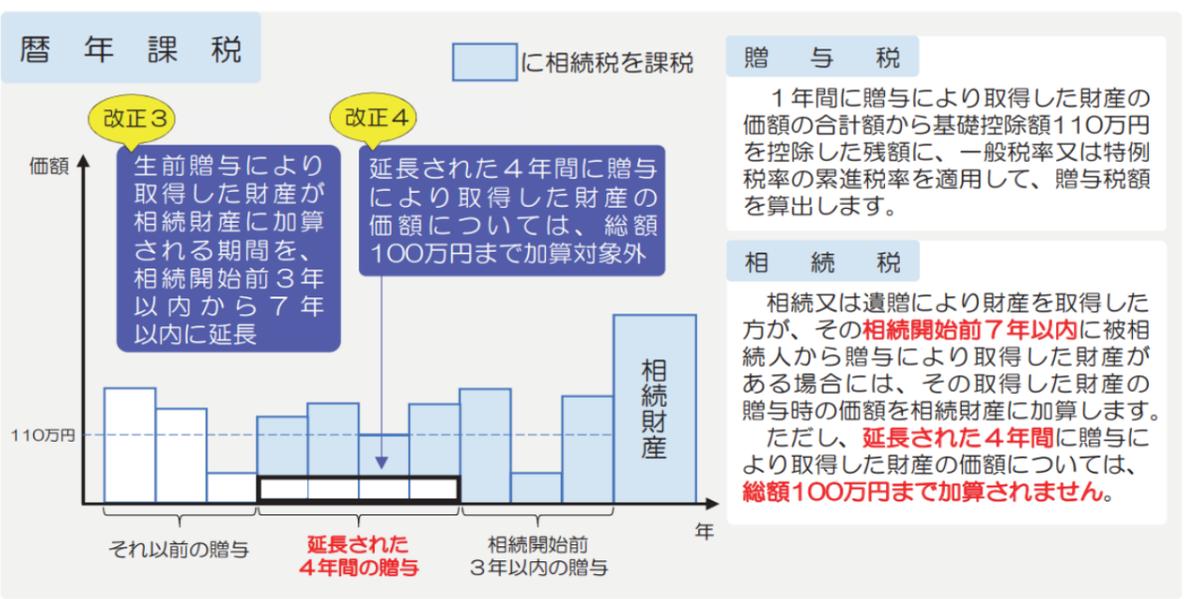
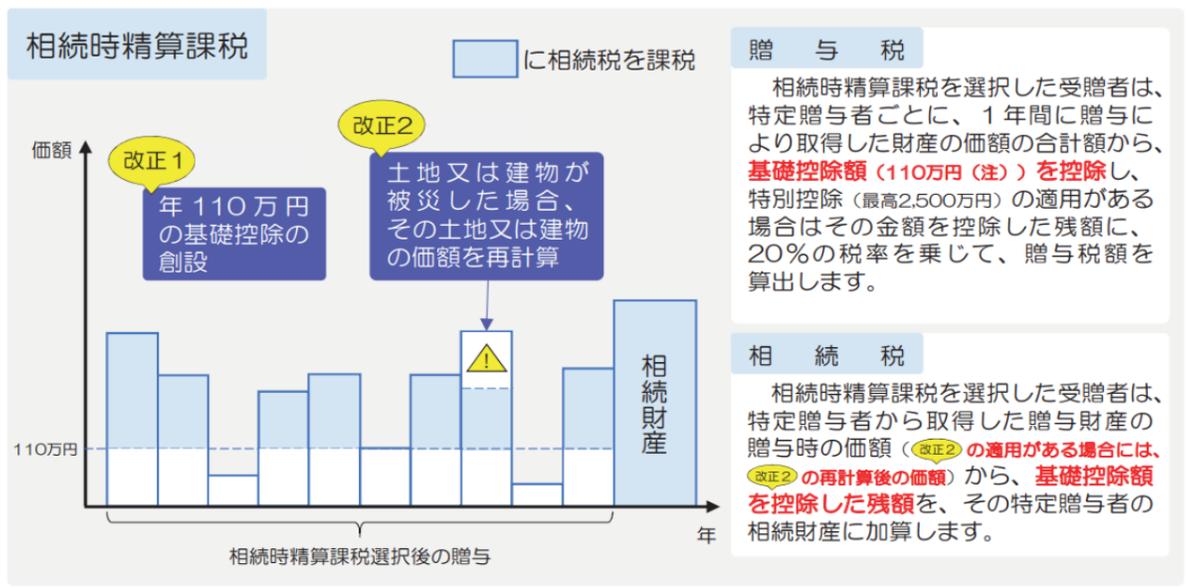


令和5年12月号(広告)
 2023年12月発行
 三宅税理士法人
 代表社員 三宅孝治
 (中国税理士会 倉敷支部会員)
 倉敷市中島2370番地14
 TEL 086-466-1255
 FAX 086-466-1288
 第199号
 発行担当:鳥越 俊佑

早いもので、今年も残すところ1か月となりました。日に日に寒さも厳しくなってきましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。冬は体調管理を怠るとすぐに風邪をひいてしまうので、個人的には苦手な季節です。しかし、これからクリスマスにお正月とイベントは盛沢山！しっかりと体調を整えて、この季節を乗り越えていきたいですね。

2024年1月から生前贈与の税制が変わります！！

令和5年度税制改正により、令和6年から生前贈与の制度が大幅に変わります。複雑な制度ですが、主な改正ポイントを下の図で確認していきましょう。



生前贈与制度は非常に難しい制度となっております。生前贈与に関心のある方は、当事務所までご相談ください！！

相続時精算課税とは・・・

一定の要件を満たす父母・祖父母から子・孫への贈与において**選択**することができる課税方法です。通算で2,500万円までの特別控除額があり、特別控除額を超えた部分の金額に対しては一律20%の贈与税が課税されます。贈与を受けた財産は、相続時に、ほかの相続財産に足し戻され、相続税額を計算します。この場合、贈与時に納税した贈与税額は、相続税額から控除することができます。(控除しきれない金額がある場合は還付を受けることができます。)

一度この課税方法を利用すると、その贈与者からの贈与については、**暦年課税に変更することはできません。**

暦年課税とは・・・

一般的な課税方法で、上記の相続時精算課税を選択しない限り、この暦年課税の課税方法で贈与税を計算します。暦年単位(1月1日から12月31日)の1年間に受けた贈与に対して課税する方法です。110万円の基礎控除があり、贈与を受けた金額が1年間で110万円までの場合には、贈与税がかかりません。1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円を超える場合には、贈与税の申告と納税が必要になります。相続開始前の一定期間内の贈与は相続財産への足し戻しがあります。(贈与時に納税した贈与税額は相続税額から控除することができますが、控除しきれない金額の還付はありません。)

Q&A(相続時精算課税)

Q:私は相続時精算課税を選択しており、2024年中に特定贈与者(相続時精算課税を選択している場合の贈与する人)である父から贈与により財産を取得しましたが、その財産の価額の合計額は基礎控除額(110万円)以下でした。他に贈与は受けていません。この場合、贈与税の申告をする必要がありますか。

A:特定贈与者からの贈与額が基礎控除額以下の場合には申告の必要はありません。

Q:祖父・祖母の両方から、相続時精算課税を選択して贈与を受けています。2024年1月1日以後のそれぞれの贈与に対して110万円の基礎控除が適用されますか？

A:答えは「No」です。受贈者に対して特定贈与者が複数人いる場合は、特定贈与者から贈与を受けた割合により、110万円を按分します。たとえば、同じ年に祖父から110万円、祖母から110万円の贈与を受けた場合は、それぞれの贈与に対して55万円ずつの基礎控除が適用されます。

Q&A(暦年課税)

Q:生前贈与により取得した財産が相続財産に加算される期間が7年間に延長されるとのことですが、たとえば、令和10年10月に相続が発生した場合、令和3年10月の贈与から遡って加算されますか？

A:いいえ。加算期間は令和9年から段階的に延長し、実際に加算期間が7年間となるのは令和13年からとなります。具体的には右の図のとおりとなります。

贈与の時期		加算対象期間
～令和5年12月31日		相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日	
	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
令和13年1月1日～		相続開始前7年間

【お知らせ】
 弊社年末年始のお休みは下記の期間です。
12月29日(金)～1月4日(木)

＜12月カレンダー＞

11	月	*11月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
31	日	*10月決算法人の確定申告・納付期限
		*4月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税等(4期)の納付期限(消費税年税額400万円超の1・7月決算法人)
		*消費税等(毎月納付10月分)の納付期限(消費税年税額4,800万円超の法人)

年末年始のため、申告、納付期限は1月4日となります。

＜Vision＞

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー：「Vision」** 今月の開催日**12月7日(木)**です。不透明な経済情勢が続いていますが、このような状況にこそ経営計画が求められています。参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
12月7日(木)	10・11・12・1月決算法人様	12月4日(月)
1月18日(木)	11・12・1・2月決算法人様	1月15日(月)

2月以降の開催日は未定となっております。

当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています